



平成 17 年 11 月 8 日

各 位

福岡市博多区博多駅東 2-10-1 第一福岡ビル S 館 4 階
株式会社 コスモス薬品
代表取締役社長 宇野正晃
(コード番号：3349 東証マザーズ)
問い合わせ先 専務取締役 小野幸弘
管理本部長
T E L 092-433-0660 (代表)

発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成 17 年 10 月 27 日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行及び株式売出しに関し、発行価格及び売出価格等が下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行の件

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 発行価格 | 1 株につき 金 5,752 円 |
| (2) 発行価格の総額 | 5,752,000,000 円 |
| (3) 発行価額 | 1 株につき 金 5,425.85 円 |
| (4) 発行価額の総額 | 5,425,850,000 円 |
| (5) 発行価額中資本に組入れない額 | 1 株につき 金 2,712.85 円 |
| (6) 申込期間 | 平成 17 年 11 月 9 日(水)から平成 17 年 11 月 11 日(金)まで |
| (7) 払込期日 | 平成 17 年 11 月 16 日(水) |

(注) 引受人は発行価額にて買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。

2. 株式売出しの件 (オーバーアロットメントによる売出し) (後記【ご参考】3.をご参照下さい。)

- | | |
|-------------|---|
| (1) 売出株式数 | 100,000 株 |
| (2) 売出価格 | 1 株につき 金 5,752 円 |
| (3) 売出価格の総額 | 575,200,000 円 |
| (4) 申込期間 | 平成 17 年 11 月 9 日(水)から平成 17 年 11 月 11 日(金)まで |
| (5) 受渡期日 | 平成 17 年 11 月 17 日(木) |

3. 第三者割当による新株式発行の件

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 発行価額 | 1 株につき 金 5,425.85 円 |
| (2) 発行価額の総額 | 上限 542,585,000 円 |
| (3) 発行価額中資本に組入れない額 | 1 株につき 金 2,712.85 円 |
| (4) 申込期日 | 平成 17 年 11 月 24 日 (木) |
| (5) 払込期日 | 平成 17 年 11 月 24 日 (木) |

(注) 後記【ご参考】2.に記載のとおり、グリーンシュエーションが行使されない場合があり、本第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。

以 上

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成 17 年 11 月 8 日	5,930 円
(2) ディスカウント率		3.00%

2. 新株式発行による調達資金の使途

今回の増資による手取概算額 5,409 百万円については、第三者割当増資の手取概算上限額（第三者割当増資における申込みが全部行われた場合の見込額）540 百万円と合わせ、手取概算上限額 5,948 百万円について、全額設備資金に充当する予定であります。

3. オーバーアロットメントによる売出しについて

前記「2. 株式売出しの件（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにおいて、その需要状況を勘案した結果、日興シティグループ証券株式会社が当社株主である宇野正晃より賃借する当社普通株式 100,000 株の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）であります。

これに関連して、当社は、日興シティグループ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限（以下、「上限株数」という。）に、「3. 第三者割当による新株式発行の件」に記載の第三者割当増資の割当を受ける権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、平成 17 年 11 月 18 日（金）を行使期限として付与しております。

日興シティグループ証券株式会社は、当社株主である宇野正晃より賃借する株式の返還を目的として、平成 17 年 11 月 12 日（土）から平成 17 年 11 月 18 日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株数の範囲内で、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

また、日興シティグループ証券株式会社は、公募による新株式発行及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を当社株主である宇野正晃より賃借する株式の返還に充当する場合があります。

なお、日興シティグループ証券株式会社は、安定操作取引で買付けた株式を当社株主である宇野正晃より賃借する株式の返還に充当する場合における当該株式数及び当該シンジケートカバー取引により買付けた株式数の合計数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。

したがって、本第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以 上

ご注意：この文章は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。